

佐八酒消組監第15号

平成30年9月3日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 巖 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 越 川 芳 勝

監査委員 小早稲 賢 一

平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成29年度
佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査
した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

平成30年8月28日（火）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているので本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

審査に関し特に指摘する点はありませんでした。

要望事項として、消防署等の勤務体系は不規則であり、働く職員の健康管理面について重点を置いてください。

また、消防車両の装備等については年々高度化が進んでおり、当消防組合の車両についても予算が許す限り更新を行い、市民の安全安心を確保できるようお願いします。

今後も引き続き適正かつ効率的な予算の執行並びに事業の運営をお願いします。